

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月4日
【会社名】	日本発條株式会社
【英訳名】	NHK SPRING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉村 和己
【本店の所在の場所】	横浜市金沢区福浦三丁目10番地
【電話番号】	横浜(045)786-7519
【事務連絡者氏名】	企画管理本部総務部長 野島 善一
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号(横浜ランドマークタワー) 日本発條株式会社 横浜みなとみらい分館
【電話番号】	横浜(045)670-0001
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員営業本部長 平間 恒彦
【縦覧に供する場所】	日本発條株式会社 横浜みなとみらい分館 (横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号) 日本発條株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区宮原三丁目5番24号) 日本発條株式会社 名古屋支店 (名古屋市名東区上社一丁目1802番地) 日本発條株式会社 広島支店 (広島市東区光町一丁目12番20号) 日本発條株式会社 北関東支店 (群馬県太田市小角田町5番地) 日本発條株式会社 浜松支店 (浜松市中区田町330番地5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年9月3日開催の当社取締役会において、スイス連邦その他欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）において募集する2019年満期米ドル建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議し、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、訂正部分には、下線を付しております。

2【訂正事項】

ロ 本新株予約権付社債に関する事項

(ix) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

(前略)

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初、当社の代表取締役又は取締役専務執行役員企画管理本部長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記に記載の買取人との間で締結する社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書の締結日における当社普通株式の終値（下記(x i) (2)に定義する。）を本日午後3時（日本時間）現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初、10.90米ドルとする。

(後略)

以 上